

(仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画 概要版

■施設整備基本計画策定の背景（施設整備基本計画1頁）

国分寺市（以下「本市」という。）は、日野市・小金井市の3市において、令和2年度からの新可燃ごみ処理施設の稼働を目途として、平成27年7月には「浅川清流環境組合」を設立した。

本市のもやせのごみについては、日野市に建設した可燃ごみ処理施設において中間処理を行っているが、もやせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ（危険品）及び資源物については、これまで同様本市単独で処理を行う必要がある。

平成27年7月の浅川清流環境組合設立以降、清掃センター跡地利用の今後の方向性について清掃センター周辺自治会等への説明を重ね、跡地の利用として（仮称）国分寺市リサイクルセンター（以下「新施設」という。）の設置を決定し、平成29年3月に（仮称）国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画（以下「施設整備基本計画」という。）を策定した。

■施設整備基本計画改定の理由（施設整備基本計画2頁）

平成28年度に施設整備基本計画を策定後、事業規模の見直しを目的に平成31年4月に改定を行い一定の考えはまとまったが、令和4年度に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック新法」という。）が施行され、容器包装プラスチックに加え、現状もやせないごみとしている製品プラスチックもリサイクルすべく規定された。

このことを受け、プラスチックの一括収集等を含め新施設での中間処理の一部見直しが必要となり、改めてその他の搬入品目についても検証を行うこととした。

■新施設の搬入品目の内容（施設整備基本計画25頁）

既存施設の搬入品目は、もやせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ（危険品）、カン、資源プラスチック、拠点収集資源物、もやせるごみ（持込分のみ）となっており、新施設でも継続していく。

更に、上記搬入品目にピンを加えると共に、ペットボトル及びせん定枝・落ち葉・下草（注意書きの理由による）も対象とした。

搬入品目一覧表

搬入品目	処理等の内容	現状 (令和5年3月末日時点)
(1) もやせないごみ	中間処理	清掃センター
(2) 粗大ごみ		
(3) カン		
(4) 資源プラスチック		
(5) ピン		
(6) ペットボトル	民間の再資源化施設	
(7) せん定枝・落ち葉・下草		
(8) 有害ごみ（危険品）	積替え・保管	清掃センター
(9) 拠点収集資源物		
(10) もやせるごみ（持込分のみ）		

■プラスチック新法への対応（施設整備基本計画26頁）

令和4年4月1日にプラスチック新法が施行され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的な資源循環体制の強化が求められている。

プラスチック新法では、プラマークのない製品プラスチックを再商品化するための体制や中間処理施設整備等の必要な措置を講ずるよう努めることが市町村の取組事項として定められている。

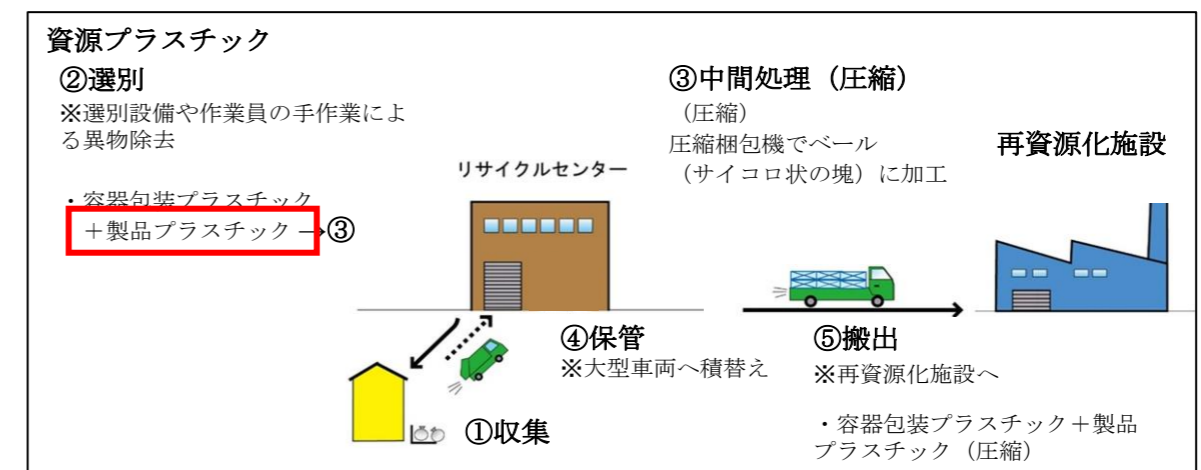
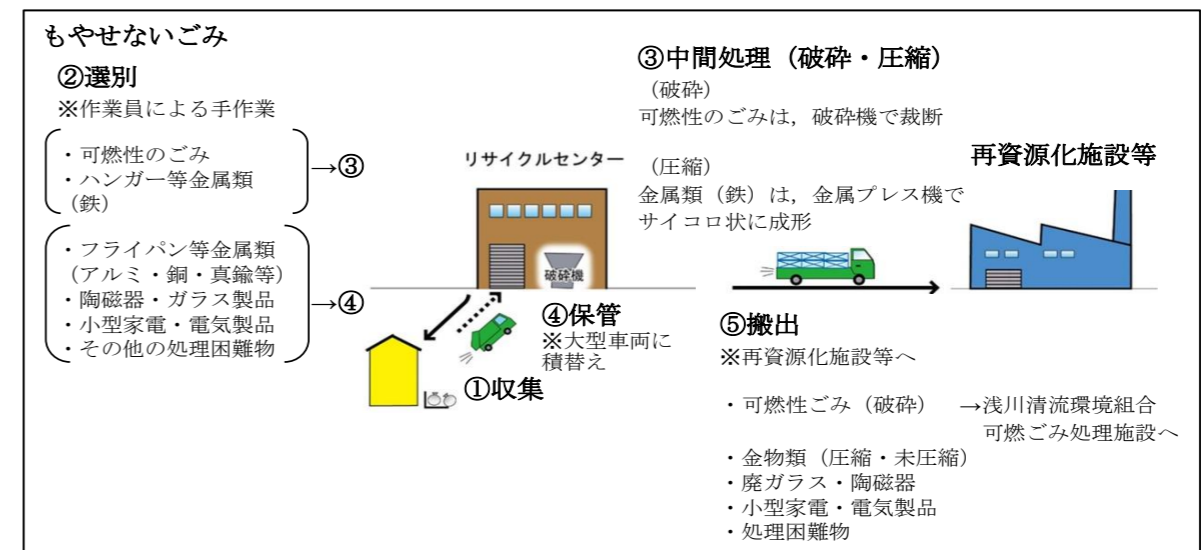
そのため新施設では、容器包装リサイクル法に基づき、分別収集及び再商品化に既に取り組んでいる容器包装プラスチックに加えて、プラスチック新法に基づく製品プラスチックの再商品化のための中間処理設備が必要となり、現在もやせないごみとして収集している製品プラスチックを容器包装プラスチックと一括で収集する収集方法への見直しについても、別途検討を行っている。

製品プラスチック：プラスチック製のもので、バケツ、ハンガー、スプーン、ボールペン等それ自体が商品であるもの。

容器包装プラスチック：食料品や日用品等が入っているプラスチック製の容器・包装・緩衝材で、プラマークがラベル等に表示されているもの。市では資源プラスチックとして収集している。

■処理フロー（もやせないごみ、資源プラスチック）（施設整備基本計画27、28頁）

プラスチック新法への対応により、新施設において分別区分が変更となるもやせないごみ及び資源プラスチックの処理フローは以下のとおりである。



■搬入品目ごとの施設規模（施設整備基本計画 35 頁）

新施設における搬入品目ごとの処理能力は、過去の排出量の実績ともやせないごみ中のプラスチック製品の割合をごみ組成調査の結果から算定した結果は以下のとおりである。

表 搬入品目ごとの処理能力

搬入品目	計画 目標 年度	排出量 (t/年)	日平均処理量 (t/日)	実稼働率 (261日)	月最大 変動係数 ^{※1}	処理能力 (t/5h)	
		A	B (A/365)				C
もやせないごみ ^{※1}	R17	1,174	3.24	0.690		1.34	6.3
粗大ごみ	R17	1,137	3.11			1.21	5.5
有害ごみ（危険品）	R14	47	0.13			1.26	0.3
ビン	R17	1,077	2.95			1.16	5.0
カン	R17	388	1.06			1.13	1.8
ペットボトル ^{※2}	R17	387	1.06			1.15	1.8
資源プラスチック ^{※1}	R17	2,976	8.13			1.14	13.5

※1 プラスチック新法による分別区分の変更により、もやせないごみ中の約 1/3 が資源プラスチックとして排出されると想定した。

※2 ペットボトルの月最大変動係数は月ごとの排出量実績値がないことから、一般値として使用される 1.15 とした。

■地元協議会による付帯施設の要望（施設整備基本計画 45 頁）

地元協議会より新施設への付帯施設について下表のとおり要望が出された。今後、要望の内容について実現の可能性を検討すると共に、具体的な整備内容の整理を行う。

表 地元協議会による付帯施設の要望

付帯施設	概要
見学者ルート、スペースの整備	・自由に見学が可能な安全な見学者施設を整備すること。 ・年代別学習プログラム等を整備し、誰にでもわかりやすい施設にすること。 ・規模の使い分けが可能な会議室等を整備すること。 ・視覚的にわかりやすい機器設備を設置すること。
多目的スペースの確保	・環境まつり等イベントができる空地を確保すること。
緑地の整備	・緑地帯にベンチや遊歩道を設置し、利用しやすい空間として再整備すること。
防災拠点機能の設置	・防災倉庫、トイレ等の災害時に役立つ機能を設置すること。
リサイクル工房・リサイクルプラザ機能等の設置	・家具やおもちゃ等の再生スペース、展示・販売スペース、イベント等に使用できるフリースペースを設置すること。
拠点収集スペースの継続、整備	・市民持込の拠点収集スペースは継続し、利用しやすいように整備すること。
再生可能エネルギーの活用	・地球環境に配慮した施設とすること。
駐車場の整備	・十分な利用者駐車場を確保し、整備すること。

■公害防止目標値（施設整備基本計画 51 頁）

新施設の各項目の公害防止目標値は、下表のとおりとする。また、粉じんに関して法令等による規制はないが、排気中の粉じん濃度を 0.1g/m³N 以下とする。

表 新施設における公害防止目標値

項目	区分	目標値	備考	
騒音	朝 6時～8時	40 デシベル (A) 以下	現状の目標値を維持する。 なお、現状の目標値は「第2種住居地域」の値から学校が近接しているため5デシベル減じた値	
	昼 8時～19時	45 デシベル (A) 以下		
	夕 19時～23時	40 デシベル (A) 以下		
	夜間 23時～6時	40 デシベル (A) 以下		
振動	昼間 8時～20時	55 デシベル以下		
	夜間 20時～8時	50 デシベル以下		
悪臭	敷地境界線			臭気指数 10 以下
	煙突等 気体 排出口	排出口の 実高さ 15m 未満の施設		排出口の口径 0.6m未満
			排出口の口径 0.6m以上 0.9m未満	臭気指数 25
			排出口の口径 0.9m以上	臭気指数 22
	排出口の 実高さ 15m 以上の施設	排出口の実高さが周 辺最大建物の高さの 2.5 倍未満	$q_t = 275 \times H_0^2$	—
		排出口の実高さが周 辺最大建物の高さの 2.5 倍以上	$q_t = 357 / F_{max}$	
排水		臭気指数 26 以下	本編表 6-7 参照	
排水	下水道放流	下水排除基準値以下		
粉じん	排気口 排気中	0.1g/m ³ N 以下	—	

※騒音・振動は施設の稼働による影響分

■既存施設の課題への対応方針（施設整備基本計画 63 頁）

既存施設で課題であった項目への新施設での対応方針は、下表のとおりとする。

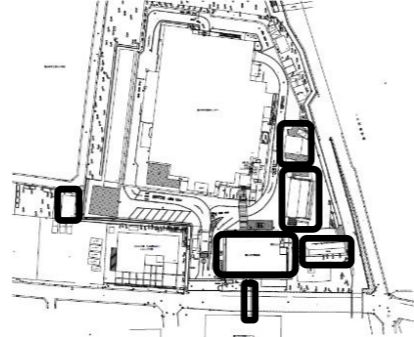
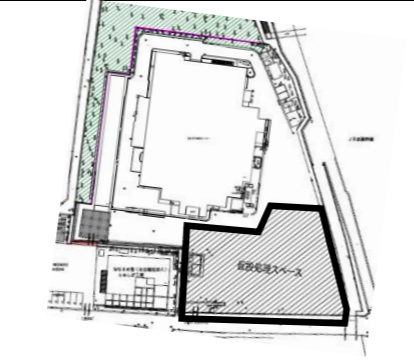
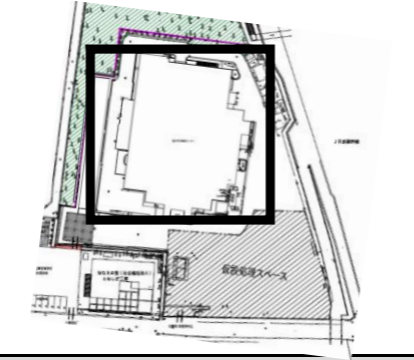
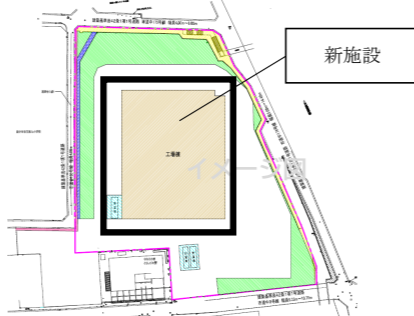
表 既存施設の課題への対応方針

課題	対応方針
施設の複雑な設備構成及び老朽化への対応	第三章 3. 1 搬入品目の確定とプラスチック新法への対応に示す処理品目と作業概要、「巻末資料 1. 処理設備の概要」を基本としつつ、可能な限り同一フロアで最短の処理ラインとなるような設備配置とする。
適切な設備配置の確保	建屋内で最適な設備配置とする。
屋内貯留スペースの確保	受入供給設備、貯留・搬出設備は全て建屋内に配置する。
作業環境の改善	手選別室は居室とし、換気・空調・採光等が適切となるよう計画する。
適切な動線の確保	一般車両動線が安全に通行できる動線とし、見学者動線は、構内通路を横断しなくてもアプローチできるよう入口に停車スペースを設け、横断が必要な箇所は横断歩道を整備し、安全な計画とする。
環境学習コーナーや見学者説明室の確保	環境学習コーナー、多目的室、家具等再生工房等のスペースを確保する。

■新施設の整備手順（施設整備基本計画 58 頁）

新施設の整備手順は下表のとおりである。

図 新施設の整備手順

<p>(第1段階) 清掃センター事務所棟他の解体</p> <p>第2段階で行う仮設処理施設用地確保のため、清掃センター事務所棟他を解体する。</p>		
<p>(第2段階) 仮設処理施設の整備</p> <p>清掃センター工場棟他の解体から新施設が稼働するまでの間に運用する仮設処理施設を整備する。 なお、工場棟解体、また、新施設建設のスペースが必要であり、仮設処理は、搬入品目を最小限とし、必要最低限の選別・解体・搬出作業を行う。</p>		
<p>(第3段階) 清掃センター工場棟他の解体</p> <p>清掃センター工場棟他を解体する。 解体工事は、有害物質が付着した焼却部分、建物本体部分、高架作業が必要な煙突部分に大別され、特に焼却部分は、丁寧な対応が求められる。</p>		
<p>(第4段階) 新施設の整備</p> <p>新施設の整備を行う。 なお、第2段階に整備した仮設処理施設は新施設稼働後に解体撤去し緑地等新たな空間として整備を行う。</p>		

■概算事業費（施設整備基本計画 70 頁）

○プラントメーカーヒアリング状況

プラントメーカーヒアリングとは、新施設の想定される仕様及び概算事業費を把握し、新施設に求める性能や水準を示す要求水準書の基礎資料とするため行うものである。

新施設を構成する設備には、プラントメーカー個々の技術が用いられ、その独自技術が重要な要素となることから、設計施工一体でプラントメーカーへの発注が一般的となっている。なお、当初計画時（平成 28 年度）よりプラントメーカー協力のもと事業を進めていく考え方は、現在も同様である。

今回の改定に伴い令和 4 年度にプラントメーカーヒアリングを改めて実施したが、近年の建設費、建設資材費（処理設備）の高騰により概算事業費は、不確定要素が多く算定が難しいとの見解であった。

表 概算事業費の変遷（プラントメーカーヒアリングの結果より）

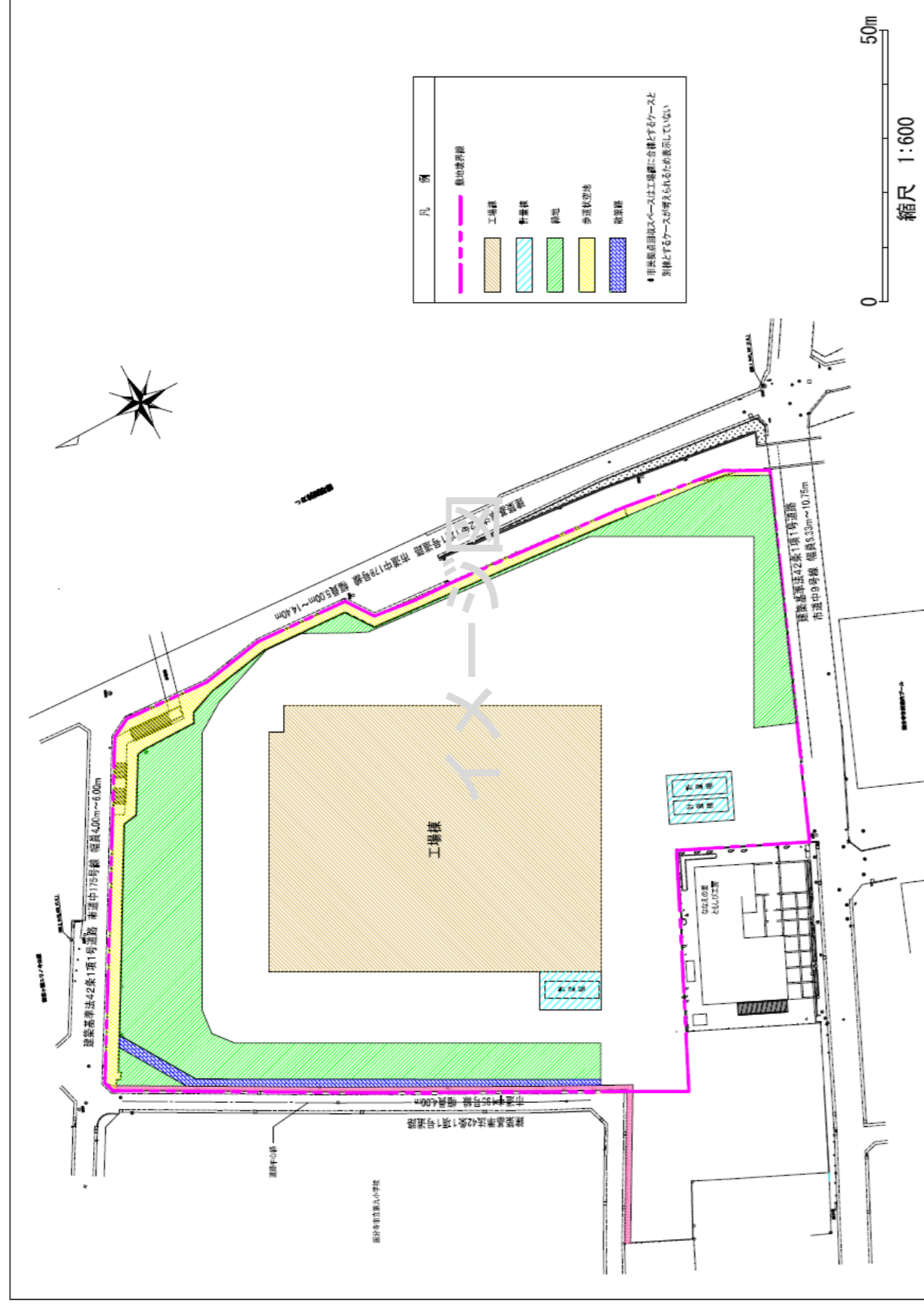
平成 30 年度 (現行基本計画 P81 記載)	令和 4 年度 (ヒアリング実施)	参考情報
※回答のあったプラントメーカーの平均 約 54 億円	※回答のあったプラントメーカーの見解 【平成 30 年度比】 ○設備、建屋の物価上昇率 25～35% ○法令他への対応による増額 ・設備のプラ新法への対応 ・ペットボトル設備の追加 ・破碎処理設備の発火対応	※回答のあったプラントメーカーの見解 【令和 4 年度比】 ○今後数年における物価変動予想 15%程度

○概算事業費について

解体工事の概算事業費は解体実績を有する事業者令和 4 年度ヒアリングしており、清掃センター事務所棟他（新施設の整備手順 第 1 段階）については、約 1.3 億円（税込）、清掃センター工場棟他（新施設の整備手順 第 3 段階）については、約 15 億円（税込）であった。

新施設の概算事業費については、令和 4 年度に実施したプラントメーカーヒアリングを踏まえ、近年の建設費、建設資材費（処理設備）の高騰の影響を受け、不確定要素が多く算定が難しい状況にあることから、建設コストの動向を見極めつつ、再度確認を行うものとする。

■新施設の整備イメージ（施設整備基本計画 65 頁）
 新施設の整備イメージ（新施設の整備手順 第 4 段階）は以下のとおりである。



■新施設の整備スケジュール（施設整備基本計画 72 頁）

新施設の整備スケジュールは以下のとおりである。なお、令和 4 年度に実施したプラントメーカーヒアリングを踏まえ新施設の概算事業費は、不確定要素が多く算定が難しい状況にあることから、建設コストの状況を適時確認しながら進めて行く必要がある。清掃センター工場棟他の解体後に埋戻し地盤の安定期間を設け、この期間も含め事業費に対するスケジュール変更に至った。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
清掃センター事務所棟他の解体	解体計画	解体工事 発注準備								
仮設処理施設の整備	整備手法等検討	仕様書整理	発注準備	建設工事	中間処理 ↑					
清掃センター工場棟他の解体										
（仮称）リサイクルセンターの整備	基本計画見直し							基本設計 実施設計 各種届出	発注準備	建設工事

【補足説明】

- ※ 1 : 新施設整備との関連性がある焼却施設（工場棟）の解体事業が交付金の交付対象。交付金交付の根拠となる循環型社会形成推進地域計画に新施設建設まで一連の事業を位置づけ、環境省の事前承認を得る必要がある。（工場棟解体のみでは交付対象外）
- ※ 2 : 工場棟解体後の圧密沈下を見据え、2ヶ年程度を確保。